

松尾昌樹著「オマーンの国史の誕生 -- オマーン人と英植民地官僚によるオマーン史表象」（書評）

著者	石黒 大岳
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジア経済
巻	55
号	2
ページ	113-117
発行年	2014-06
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/1347

松尾昌樹著

『オマーンの国史の誕生——
オマーン人と英植民地官僚による
オマーン史表象——』

御茶の水書房 2013年 vi+206ページ

いし ぐろ ひろ たけ
石 黒 大 岳

I

本書は、1971年にイギリス保護領から独立したオマーン（オマーン・スルタン国）政府によって作成された国史、すなわち19世紀にインド洋を席卷した海洋帝国の末裔、という今日流通しているイメージの基本的な部分がイギリスの植民地官僚によって作り出され、再生産されてきた過程を、彼らが残した大量の外交文書資料と現地のアラビア語歴史史料を対照させることで解き明かした、緻密かつ実証的な研究成果である。

オマーンを含む湾岸アラブ諸国を対象に、国史を用いて為政者や支配体制の正当化がなされる過程を批判的に取り扱う研究は、これまでタブー視されてきた。その背景について、著者は、「湾岸アラブ諸国はいずれも権威主義的な君主制国家であり、国史は必然的に支配家系が当該地域で支配を確立する過程の歴史と近似」し、「そこでは、国民の一部が支配家系に対抗してきた歴史、あるいは支配家系が国民の一部を抑圧してきた歴史は、隠蔽されることになる」（8ページ）ためであると説明する。湾岸アラブ諸国においては、国史とは支配家系による支配の正当性の物語となっているため、そのなかで隠蔽された歴史を扱った研究は、支配の正当性を毀損するものとして、現体制にとっては到底受け入れられないものであることは想像に難くない。しかしながら、2000年代後半から、新しい傾向として、湾岸アラブ諸国における上からの国民意識の形成や伝統文化の創造といったトピックを扱った研究が発表されるようになってきた。本書は、こうした研究動向が

『アジア経済』LV-2（2014.6）

変化する流れのなかで著されたものである。表象解釈が孕む問題点を十分に意識し、慎重に実証に徹している点で、本書は高く評価されるべきものである。読者は膨大な史料（資料）を丹念に読み込み、情報の異同を対照させる徹底した史料批判によって、英植民地官僚によるオマーン史の被構築性が露わになる展開に本書の醍醐味を感じるであろう。

II

本書の内容を検討するにあたって、まずはその概要を紹介しよう。第1章では、序論としてオマーン国史の概要と問題関心、分析手法について示され、第2章以降に続く史料の分析から得られた知見が予め提示される。

著者は、現在のオマーン国史の典型と位置づけられる、オマーン情報省から出版された『歴史の中のオマーン』（*Oman in History*）を例に、19世紀末から現在の君主であるカーブースの治世開始（1970年）まで、オマーン国史において語られない「空白の1世紀」（5ページ）が存在することに着目する。そして、その背景に現在の統治の必要性から公には語られない、支配家系であるブー・サイード族とは別のイバード派のイマームによる統治およびそれとの抗争の歴史が覆い隠されていることを示す。ここで読者は、誰がオマーンの正当な統治者であるのかをめぐって、「マスカトを首都とみなし、そこを支配するブー・サイード族出身者をオマーンの支配者とみなす」（9ページ）今日のオマーン国史の根幹をなす「マスカト史観」と、イバード派の「イマームをオマーンの正当な支配者に位置づけ、その系統をオマーンの支配者の伝統に位置づける」（16ページ）「イマーム史観」、というオマーンにおける2つの異なる歴史観の相克を知ることとなる。

著者は、マスカト史観が18世紀末から英植民地官僚によってイギリスの対湾岸外交の必要性に基づき、マスカトの支配者の正当性や、イマームの権威を都合よく解釈することで形成されたことを指摘する。そして、その形成過程について、マスカトとザンジバルが分割される「カニング裁定」（1862年）の契機となったスルタン・サイード・サイードの死去した1856年と、国連で「オマーン問題」が発生した1957年を転換点として位置づけ、3つの時代に区

分する。他方のイマーム史観について、著者は、上述の「オマーン問題」において、アラブ諸国がイギリスに対抗してイマームによる継続的なオマーン統治の歴史を主張したものであること、しかしながらその根拠はなかったことを指摘している。

第2章では、マスカト史観の形成過程の第1期にあたる18世紀末から1856年までを対象に、現地の歴史史料を入手する以前の英植民地官僚によるオマーン表象について、彼らが報告書のなかで使用した「マスカトのイマーム」という称号を手がかりに分析が進められる。テキストの分析から、英東インド会社の上層部がネイティブ・ブローカーによる報告によって「本物のイマーム」が内陸部に居住し、オマーンの支配者であることを理解していたにもかかわらず、1798年にイギリスがマスカトと条約を締結してからは、英植民地官僚によって「オマーンの首都はマスカトであり、そこにはイマームが居住している」という典型的なオマーンの支配者に関する説明が繰り返され、「マスカトのイマーム」という呼称の使用が定着していく様子が描かれる。

著者は、この時代の英植民地官僚によるオマーン史の産出過程にみられる特徴として、「彼らが現地で流通する歴史に基づいてオマーンの歴史を把握する意図をほとんど持っていなかった点」（57ページ）を指摘する。具体例としてシートン大佐の報告書とその「カノン化」が検討されている。著者は、シートンが1800年から10年まで現地で情報収集にあたっていたものの、アラビア語の基本的な能力を欠いており、表層的な現地接触のなかで断片的に聞きかじった内容をイギリスの対湾岸政策に基づいて再構成した独創的なオマーン史を創り出したことを示す。そして、この時代の英植民地官僚が、同盟関係にあったマスカトの支配者をイギリスの都合でオマーンの支配者に位置づけてイマームと呼び、現地に赴いてシートンの情報の正しさを確認することなく、半世紀にわたって基本情報として参照していたことが明らかにされる。

第3章では、マスカト史観形成の第2期（1856～1956年）において、G. P. バジャーが、アラビア語で記されたオマーンの歴史書を英訳して『オマーンのイマームとサイイドの歴史』（*History of the Imāms and Seyyids of 'Omān*, 以下、*Imāms*）を出版し、彼以前の英植民地官僚が記述してきたオマーン史を書

き換えたこと、さらに、依拠した歴史書そのものを改編したことが明らかにされる。

著者は、シートンとは異なりアラビア語を駆使して情報を収集分析する訓練された専門家・オリエンタリストであったバジャーが、カニング裁定の原案作成の際に現地で著された歴史書であるイブン・ルザイクの『勝利』を入手した後、オマーンにおける王位継承のあり方をどのように理解したかという点に焦点をあて、*Imāms*のテキストの検討を進める。そのなかで、バジャーが、イマームの称号はイバード派の教義に基づいて付与されることを理解するにつれ、マスカトの支配者をイマームとみなして外交関係を継続させるイギリスの対オマーン外交との齟齬を認識し、独自の解釈を加えることで辻褃合わせを図った様子が描かれる。

著者は、バジャーが現地史料の英訳という体裁をとって辻褃合わせを図った手法に対し、『勝利』の篡奪」（81ページ）と評する。バジャーはシートンの記述を誤りとして退ける一方で、マスカトの支配者をイマームの摂政と位置づけ、イマームが空位であっても、プー・ザイード一族が封建領主のように世襲を認められた特権的集団として「サイイド」の称号を有しオマーンを支配していたという解説を*Imāms*に加えている。これに対し、著者は『勝利』のテキスト分析によって、バジャーの解説にある「摂政説」と「サイイド説」が、『勝利』のテキストに根拠を見出せないバジャーの創作であることを示した。さらに、『勝利』のテキストの英訳が、創作部分である「序論と分析」「補遺」で挟み込まれ、読み手がバジャーの意図したとおりの読みを行うよう仕組み改編が行われていることを明らかにした。

著者はバジャー以降のマスカト史観の変転についても言及する。バジャーによるオマーン史は彼の後継者によって繰り返し参照され、英植民地官僚のみならず一般にも流布していた。しかし、1913年に内陸部でイマーム制が復活し、20年のスィーブ条約でイマームの支配をイギリスが承認せざるを得なくなると、在マスカトの英領事であったウィンゲートによってマスカト史観が「マスカトの支配者が内陸部への影響力を喪失する『失敗物語』の原因を説明する枠組みに転換」（88ページ）されたことが明らかにされる。失敗物語としてのマスカト史観は1951年まで英植民地官僚の間で共有されていたが、内部資

料に留められ、一般にはバジャーとその後継者が作り出したオマーン史が依然として流通していたという。

第4章では、オマーンにおいて歴史史料が生み出される過程について、『勝利』に記述された情報の典拠の検討を通じて論じられている。著者は、J. C. ウィルキンソンが『勝利』およびその内容の多くが依拠している『悲嘆の開示』について、先行する史料から典拠なしに大量の引用を行っていることを「剽窃」と評価したことに対して異を唱え、むしろオマーンの歴史書では典拠となる先行する史料を明示せず大量に引用し、そこに著者の同時代史を加筆する「追記方式」(94ページ)が一般的で、典拠を明示する必要がなかったとする。

史料間でのテキストを対照した検討によって、オマーンの『勝利』の土台となる『悲嘆の開示』が引用した史料の大部分は、オマーンに固有の歴史史料である「スィーラ」と呼ばれるイバード派の教義解釈に関する論争やファトワーなどを含む史料群と『系譜』(いわゆるナサブの書)であることが明らかにされる。著者は、『悲嘆の開示』がオマーンにおける多様なスィーラから得られた情報を通史的に取りまとめ、預言者ムハンマドを起点とする通史の作成に成功したことをもって、『悲嘆の開示』をオマーンにおける歴史史料の嚆矢と位置づける。次いで『悲嘆の開示』の異本が、イバード派や他宗派の教義に関する情報を削除し、オマーンへのアラブの移住と歴代イマームの事績に特化することで、18世紀以降のオマーンにおける歴史叙述のスタイルを確立させた重要性を指摘する。著者はオマーンにおける歴史史料形成の流れを整理したうえで、バジャーによる『勝利』の英訳が、難解なスィーラの部分を削除し、より平易なオマーン史を生み出したこと、その反面でオマーンの伝統的な歴史記述の様式は切り刻まれ、まったく別の歴史表象として*Imāms*が流通したことを指摘する。

第5章では、1957年以降、オマーン問題において、イギリスの公式見解であるマスカト史観とイマーム国を支援するアラブ諸国が主張するイマーム史観との衝突を経て、最終的に現在のオマーン国史が確定する過程が、双方の作成したロビイング用のパンフレットの検討を通じて描かれる。

著者は、イギリスがオマーンに関するさまざまな

情報を収集済みであったため、「植民地宗主国として植民地表象を機能的に生産するシステムを完成」(139ページ)させており、アラブ諸国やイマーム国の主張への反論を、マスカト史観に基づいてイマームに実権がないことを説明する方法を確認したうえで、イマーム史観の色彩が強い史料も含んだ典拠とともに即座に作成することが可能であったことを示す。一方で、イマーム国やアラブ諸国の主張は、イマーム史観の強いオマーンの歴史史料に依拠した体裁を取りながら、実際にはまったくオマーンの歴史史料に依拠していないことを明らかにする。

著者は、アラブ諸国やイマーム国の主張が、依拠する情報の内容が粗雑であっても国連で受け入れられた要因として、国連におけるオマーン問題の争点か、誰がオマーン史を「正しく」語る立場にあるのかという真正性の獲得にあり、オマーン史の内容の正確さは問題にされなかった点を指摘する。そして、アラブ諸国の目的はイマーム国の回復ではなく、公の場でイギリスの植民地主義を非難してアラブ民族主義を称揚することであり、当時の反植民地主義の潮流のなかでは、植民地主義批判のひとつとして受け入れられていたとする。

第6章では、全体のまとめとして1971年以降の新生オマーンにおける新たな様式の国史の産出が論じられる。著者は、オマーン問題を契機として、オマーンの歴史著述者が、「歴史の非専門化と呼びうる現象の中で」(184ページ)歴史を一般向けに平易な形で再構成する必要に迫られ、読解に専門的な知識が必要とされる伝統的な歴史産出様式を遺棄したとする。新たに導入されたのは、典拠と注釈を付した、近代ヨーロッパにおける学問・教育体系に基づく様式であった。

著者は、新たな様式の例として国定教科書を挙げ、「政府が国民に浸透させようとする国史の典型が現れたメディア」(186ページ)と位置づけて検討を進める。そして、現在のオマーン国史が、マスカト史観に立脚するものの、英植民地官僚による記述は決して引用されないまったく新しいものであることを示す。また、空白の1世紀によって、過去の栄光と現在の君主をつなぐ支配の正当性の物語が提示できない代替として、石油時代の到来とともに急速な近代化を実現した英明な「開発君主」像の浸透が図られていることを示す。

本章では、現在のオマーン国史におけるイバード派とイマーム制の扱いについても言及される。政府は、イマーム制を過去の文化遺産として位置づけ、文化遺産の保護者としてイバード派の取り込みを図る一方、文化遺産の枠を逸脱し現在の政治に影響を及ぼしうる書籍の発行は認めていない。しかしながら、近年では20世紀の内戦やイマーム制に関する書籍の出版規制が若干ながら緩和され、空白の1世紀を対象とした書籍の出版も認められてきているという。オマーン人による新たな歴史産出に対する著者のかすかな期待が最後に示される。

III

本書の問題関心は「オマーン国史の形成過程を明らかにすること」（3ページ）とあるが、評者にはオマーンにおける歴史産出様式の発生と変遷とも読み替えられた。そうであるならば、本書は以下に述べる2つの知見を新たに提示した点で評価できる。第1は、現代オマーン史の枠組みとなる、マスカトの支配者がオマーンの支配者として正当性を有するというマスカト史観に基づく歴史が、英植民地官僚によって産出され、再生産され続けてきたことを明らかにした点にある。とくに現地の歴史史料を入手しながらマスカト史観を維持するための改編を施したバジャーの手法を暴く箇所は圧巻である（第3章）。著者が*Imāms*を「『勝利』の篡奪」と評している点について評者も含め読者に異存はないであろう。第2は、オマーンにおける伝統的な歴史産出様式が生産された過程を『勝利』とその典拠となった『悲嘆の開示』のテキスト分析を手がかりとして明らかにした点にある（第4章）。

いずれの点においても、史料批判の手法に従い、史料（資料）間のテキストを対照させることで、情報の異同と遷移を明らかにする手堅い検証に基づいている。また、植民地表象研究における「プリコラージュ」のような手法と、それによって浮き彫りとなる「真正性」の付与をめぐる政治性にも自覚的で、価値判断の介入を回避する慎重さに、評者はより堅実な印象を受けた。

本書は、著者が第1章にて述べているとおり、「編纂された過去としての歴史の性質に注目する研究」（7ページ）として位置づけられている。上述

のとおり、テキスト分析に基づいて歴史叙述の被構築性について明らかにしたものとして本書は成功しているといえよう。他方で、オマーン史研究あるいは現代オマーン研究において、本書はどのように位置づけられるであろうか。

オマーン史研究の立場から捉えた場合、本書の価値は、繰り返しになるが、オマーン史研究において利用可能な史料（イギリスによる外交文書も含む）についての徹底した史料批判と、著者が追記方式と呼ぶオマーンの伝統的な歴史叙述様式を、史料における情報の来歴とともに示したところにある。オマーン史研究において利用可能な歴史史料は、本書で扱われた『勝利』など限られたものしかないという問題もあるが、未公開の写本や膨大な欧米の外交文書の存在も確認されている。本書は、今後オマーン史研究に取り組む者にとって、史料を取り扱ううえでの重要な指針となろう。

現代オマーン研究の立場から捉えた場合、第6章における現代のオマーン国史の検討がもつ含意について、必ずしも十分には示されていないように思われる。湾岸諸国の場合、国史は、支配一族による統治を正当化するための物語という性質のものになり、オマーンの場合は国家の近代化をもたらした英明な「開発君主」像を用いて統治を正当化する物語が、政府が国民に浸透させようとする国史として、教科書の分析によって示されている。しかしながら、国史が、国家による国民統合と国民意識の形成のための物語（あるいはその基層）でもあるという点において、本書の成果が、国民統合や国民意識の形成とどのようにつながるのかという問題意識は想起されよう。

本書の主眼が歴史史料の叙述や産出様式の変遷、すなわち、オマーンの歴史を記した者たちが、支配の正当性を示すために何をどのように描いてきたのかを解明することにあるため、そのまともにあたる第6章において、国民統合や国民意識の形成といった問題意識との関連まで論じることを求めるのは、過剰な要求かもしれない。著者が歴史教科書分析の問題点について論じた箇所（186ページ）で述べるとおり、オマーン国民が国史をどのように受容しているのか、国史教育の効果を測るのはたしかに困難であろう。

しかしながら、たとえば現地でのインタビュー調

査をもとに、オマーンにおける国家形成とナショナル・アイデンティティの問題について論じたValeri [2009] のような分析方法やアプローチの異なる研究と対比させると、テキスト分析を主体とする本書の特色が際立つとともに、国史の形成と国民統合や国民意識の形成が架橋されることによって、本書のオマーン研究における位置づけもより明確になるものと思われる。

本書は、編纂された歴史としての過去の被構築性をいかに実証的に検証するか、という単にオマーン

に留まらない普遍的なテーマに対し、研究手法の一例を示している点で、大いに参考となろう。評者としては、他の湾岸諸国を対象とした同様の研究が今後現れてくることを期待したい。

文献リスト

Valeri, Marc 2009. *Oman: Politics and Society in the Qaboos State*. New York: Columbia University Press.

(アジア経済研究所地域研究センター)